

国立大学法人和歌山大学知的財産権に係る収益配分要領

制 定 平成21年 3月24日

法人和歌山大学規程第 926号

最終改正 平成26年 2月28日

(目的)

第1条 本要領は、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）の知的財産権に係る収益の配分についての要領を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 収益とは、国立大学法人和歌山大学知的財産に係る補償金の支払いに関する細則（以下「細則」という。）第2条に規定する収益をいう。

(収益の配分)

第3条 収益の配分については、別紙のとおり配分するものとする。

(配分の時期)

第4条 前条による配分は、収益があった都度、すみやかに行うものとする。

(配分額の使途)

第5条 第3条による配分額は、本学の知的財産活動及び本学における研究促進のために使用する。

(雑則)

第6条 この要領に定めのない取扱い等については、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

2 この要領は、施行日以降に創出した知的財産権について適用する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1061号）

この改正要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成26年2月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1451号）

この改正要領は、平成26年4月1日から施行する。

特許権の対象となる発明及び特許権に係る収益の学内配分について

1. 第3条に定める収益の配分については、以下のとおりとする。
  - (1) 国立大学法人和歌山大学知的財産規程第12条第2項に定める収益の3分の1を発明者が所属する部局に配分する。
  - (2) 国立大学法人和歌山大学知的財産規程第12条第2項に定める収益から同条同項に定める補償金及び前号の配分額を控除した残額は、大学に帰属する。
2. 前項第1号による配分を受けた部局は、配分額の取扱いに当たり、発明者の研究費への配分について配慮するものとする。
3. 第1項の配分額について、1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。